

# 環境情報

回 覧

令和4年12月

江南市役所 環境課

TEL 54-1111 (内線 407)

## 無許可の不用品回収業は認められていません



最近、「不用品の無料回収」をうたったチラシが入っていたり、軽トラック等で宣伝してまわっている回収業者をよく見かけます。

廃棄物処理には、市町村の許可が必要で、許可を持たない業者は収集・運搬・処分などの行為は一切できないことになっています。

無許可の不用品回収業者に処理を依頼した場合、様々なトラブルに発展するケースが多発していますので、くれぐれも注意しましょう。

江南市内の家庭から出る粗大ゴミや不用品、廃家電等の収集運搬には、江南市の一般廃棄物収集運搬業許可が必要です。

※新聞販売店による新聞の無料回収等、一部例外があります。

## 無許可の不用品回収業者を利用しないでください！

無許可業者の場合、有害物質を適正に処理しているかどうかなどの実態が把握できません。許可が無いために廃棄物の正規処理ルートを持たず、リサイクルできない（換金できない）不用品は、山林や河川に不法投棄をするケースもあります。粗大ゴミ等の処理については、市の収集や許可業者（適正処理業者）を利用してください。



【市内の不法投棄現場】

- 過去に資源ごみステーションで持ち去り行為を行っていた者が、チラシを配布して無許可で無料回収を行っている事例があります。
- 無許可の回収業者を利用することは、許可業者の衰退にもつながります。

大切に使用していた物品が適正に処理されずに不法投棄される恐れがあります。

裏面につづく

## こんなフレーズに要注意！



「不用品を無料で回収」、この魅力的なフレーズこそが落とし穴です。回収は無料でも「運搬や処分は別料金である」として、法外な金額を要求してくるというケースや、問合せの段階では無料回収と言いながら、引取りの段階になって「思っていたよりも品物が大きいから」「処分費用が高騰しているから」などと理由をつけ、高額な料金を請求してくるというケースも報告されています。

### 無許可の不用品回収業者は違法です。

#### よくある「無許可」の回収業者の例

1. チラシを配布      2. インターネットで広告      3. 空地回収 etc...

#### ちょっとした疑問...

1. リサイクルされるのなら良いのでは？

2. 回収業に必要な許可は何があればいいの？

1. 「リサイクル」という言葉を使う業者もありますが、適切な処理が確認できない場合がほとんどです。処理費のかかる不用品などは適正に処理されず、不法投棄される可能性もあります。
2. 家庭から出される廃棄物の回収には、「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。      表面あり



「変だな」「怪しいな」と思われる業者に関する情報提供やお問合せ  
〒483-8701（住所不要）  
江南市経済環境部 環境課ごみ対策グループ  
TEL 54-1111（内線 407） FAX 56-5516